

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。なお、事業に係る補助金の交付等に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号、以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、市要綱に定めるところにより、市要綱に定めのないものについては当該各号に定めるところによる。

(1) 申請者 補助金を申請する者

(2) 住宅の所在地 補助事業により建替え又は購入する住宅の所在地
(補助金の交付申請)

第3条 申請者は、補助事業に着手する前に補助金交付申請書（別記様式第1号）に、別表1に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 対象建替えに係る交付申請の期間は、令和6年3月21日から令和7年1月26日までとする。

3 対象購入に係る交付申請の期間は、令和6年3月21日から令和8年2月27日までとする。

4 申請の回数は、一の罹災証明書につき一回に限る。

5 前項までの規定にかかわらず、新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱第6条第1項の交付の決定を受けた同要綱に規定する被災宅地等においては、第1項の交付申請をすることはできないものとする。

(手続きの委任)

第4条 申請者は、補助金の申請に係る事務及び補助事業の実施を世帯主から委任を受けることができる。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、第3条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、市要綱別表に規定する補助金の限度額を超えない範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

4 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助事業の変更）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合は除く。

（1） 補助対象経費の変更で交付決定額の変更がないもの（補助事業の種別の変更を除く）

（2） 住宅の所在地（予定含む）の変更

（3） 延べ面積（予定含む）の変更

（4） 補助事業の着手予定日及び完了予定日の変更

2 前項の規定による変更の承認を受けようとする者は、補助事業変更申請書（別記様式第3号）に、前条第1項の補助金交付決定通知書（別記様式第2号）の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、変更の

承認を決定した場合、その旨を補助金交付決定変更通知書（別記様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第7条 補助事業者は、当該交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、速やかに廃止承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その廃止を承認したときは当該承認に係る補助金の交付の決定を取り消し、その旨を廃止承認・交付（不交付）決定取消通知書（別記様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実績報告書（別記様式第7号）に別表2に掲げる書類を添付し、令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、当該報告内容を審査し、適当と認めたときは交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者へ通知する。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第12条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、不動産等の耐用年数を勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。

（協力）

第14条 市長は、補助事業者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

（申請者の責務）

第15条 申請者は、誠実に補助事業を行うとともに、紛争防止に努めなければならない。

- 2 補助事業の対象となる住宅の申請者以外の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けること。

(様式)

第16条 この要領による申請書、その他の書類の様式は、別表3に掲げられておりとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月7日から施行する。

(要領の失効)

- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(補助金の交付申請等の特例)

- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、令和6年1月1日から令和6年3月20日までの間に補助事業に着手した者は、補助金の交付を申請することができる。

(補助金の交付申請期間の特例)

- 4 要領第3条第2項及び第3項に規定する期間内に補助事業に着手した者は、補助事業の着手後に補助金の交付を申請することについてやむを得ない理由がある場合に限り、補助金の交付を申請することができる。

- 5 次の各号に掲げる事項に該当する者は、やむを得ない理由がある場合に限り第3条第2項及び第3項に規定する申請の期間（以降「申請期間内」という。）によらず補助金の交付申請ができるものとする。

(1) 申請期間内に補助金の交付申請をした者の代わりに補助事業を実施する者（市要綱第3条第2項に該当する者に限る）。なお申請期間内に補助金交付の申請をした者

は、その申請を取り下げるものとする。

(2) その他市長がやむを得ないとして認めるもの

- 6 前2項の規定により、補助金の交付を申請する者は、別表第1に掲げる書類に加え、理由書を添付しなければならない。

(補助金の交付決定の特例)

- 7 市長は、附則第4項及び第5項の規定による申請があった場合、その理由がやむを得ないと認められないときは、その旨を補助金不交付決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 8 市長は、附則第4項及び第5項の規定による申請があった場合、その理由がやむを得ないと認められるときは、当該申請内容を審査し、予算の範囲内において交付の適否および補助金の額を決定し、その旨を補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業繰越の特例)

- 9 次に掲げるすべての要件に該当する者は、補助金交付の申請が令和8年4月1日にあったものとし、同日に第5条による交付決定通知を受けたものと見なす。

(1) 令和6年9月30日以前に第3条の規定による補助金の交付申請をした補助事業者

(2) 令和8年3月31日までに第8条の規定による実績報告書の提出ができない者

附 則

この要領は、令和6年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月7日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

罹災証明書（居住者）
委任状（申請者が世帯主以外の場合のみ）
申請者と世帯主の続柄を証明する書類（申請者が世帯主以外の場合のみ） （コピー可）
被災住宅の写真
被災住宅の登記事項証明書（建物）（コピー可）又は登記情報サービスによる登記情報（現地建替えの場合のみ）
被災住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類（被災住宅が賃貸住宅の場合のみ）
その他市長が必要と認める書類

別表2（第8条関係）

建替え	住民票の写し（コピー可）（罹災証明書記載の世帯主又はその世帯を構成する者の居住が確認できるもの）
	建替え住宅の全景写真
	建替え住宅の登記事項証明書（建物）（コピー可）又は登記情報サービスによる登記情報
	対象建替えに係る工事契約書の写し（住宅の工事金額がわかるもの）
	対象建替えに要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写

	し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの)
	被災住宅の除却後の写真（要綱第3条第5項各号を除く）
	補助事業完了時より1年以内に被災住宅の除却が見込まれることが確認できる書類（要綱第3条第5項第2号の場合のみ）
	沈下防止工事の実施状況とその費用が確認できる書類（沈下防止工事を行った場合のみ）
	居住の用に供する部分以外の部分の延べ面積が確認できる書類（建替え後の住宅が併用住宅の場合のみ）
	その他市長が必要と認める書類
購入	住民票の写し（コピー可）（罹災証明書記載の世帯主の居住が確認できるもの）
	購入住宅の全景写真
	購入住宅の登記事項証明書（建築した年がわかるもの）（コピー可）
	耐震性を証明する書類（対象購入住宅が昭和56年以前に建築された場合のみ）
	購入に係る売買契約書の写し（住宅の購入金額がわかるもの）
	購入に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）
	被災住宅の除却後の写真（要綱第3条第5項各号を除く）
	補助事業完了時より1年以内に被災住宅の除却が見込まれることが確認できる書類（要綱第3条第5項第2号の場合のみ）
	居住の用に供する部分以外の部分の延べ面積が確認できる書類（購

	入した住宅が併用住宅の場合のみ)
	その他市長が必要と認める書類

別表 3 （第 16 条関係）

様式	様式の名称
別記様式第 1 号	新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業 補助金交付申請書
別記様式第 2 号	新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業 補助金交付（不交付）決定通知書
別記様式第 3 号	補助事業変更申請書
別記様式第 4 号	補助金交付決定変更通知書
別記様式第 5 号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 廃止承認申請書
別記様式第 6 号	新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 廃止承認・交付決定取消通知書
別記様式第 7 号	新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業 実績報告書
別記様式第 8 号	新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業 確定通知書
別記様式第 9 号	新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業 補助金交付決定取消通知書
別記様式第 10 号	新潟市液状化等被害住宅修繕建替・購入支援事業 補助金返還命令書

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
補助金交付申請書

新潟市長 中原 八一 様

(申請者)

現住所（建物名, 号室）	〒
ふりがな	
氏名	
電話番号 ※日中連絡のつく番号	
罹災住家の世帯主との関係	☐ 本人 ☐ 本人以外 →続柄（ ）

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

罹災証明書から転記	罹災番号			
	世帯主住所	☐ 現住所と同じ	☐ 現住所以外	新潟市 区
	世帯主氏名	☐ 申請者と同じ	☐ 申請者と異なる ➡	世帯主氏名（ ）
	住家の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊		
	被災住家の所在地	新潟市 区		
被災住宅の種別		☐ 持ち家（被災住宅の除却が必要） ☐ 賃貸住宅（賃貸借契約書等が必要）		

補助事業計画（予定を記入）

補助事業の種別	☐ 現地建替え（沈下防止工事 ☐ 有 ☐ 無） ☐ 移転建替え ☐ 購入		
住宅の所在地（予定）	☐ 現地 ☐ 移転 ➡ 新潟市 区		
補助金限度額	A： ☐ 150 万円 ☐ 100 万円 ☐ 50 万円 （沈下防止工事加算を含む額）		
建替・購入費（予定）	B： 万円（税抜）※住宅のみ（土地、事業部分を除く）		
補助金の算定額（申請額）	C： 万円 ※AとBのうち小さい額		
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日

補助対象要件に関する申告 (☐ に✔を記入)	☐ 本事業による住宅は罹災証明書に記載のある世帯主又はその世帯を構成する者が居住するもので、本事業に係る建替え・購入の契約はまだしていません。 (令和6年1月1日から令和6年3月20日の間に契約した場合は✔不要)
	☐ 住宅は次のア又はイを満たすものとします。(耐震性の確認) ア 昭和57年1月1日以降に建築されたもの（登記事項証明書に記載） イ 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合するもの
	☐ 本補助事業の対象経費は、他の補助事業の対象経費とは重複しません。
	☐ 申請内容は本補助金に係る要綱・要領に定める各条項に適合します。
確認事項	☐ 私又は罹災証明書の世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。 必要に応じて市が警察に照会する場合は別途必要な書類の提出を行います。
	☐ 本補助金に係る要綱・要領に定める各条項を遵守します。

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
補助金交付（不交付）決定通知書

1. 交付決定の内容（不交付決定の場合はその理由）

交付決定番号	
補助事業の種別	
交付申請日	
罹災番号	
交付決定額	円

2. 交付条件

- （1）事業が完了した後速やかに実績報告書を提出すること。
- （2）実績報告書には要領別表2に規定する書類を添付すること。
- （3）事業により建替え（購入）した住宅に罹災証明書に記載の世帯主又はその世帯を構成する者が居住すること。
- （4）罹災証明書に記載の世帯主が被災住宅を所有する場合、実績報告の前にその住宅を除却すること。やむを得ない理由で、実績報告の前に除却できない場合は確約書を提出すること。
- （5）現地建替えで沈下防止工事加算がある場合は、沈下対策工事の施工写真とその費用が確認できる書類を実績報告書に添付すること。
- （6）住宅購入（昭和56年以前）の場合、耐震性を証明する書類を提出すること。
- （7）世帯主又はその世帯構成員（世帯主等）が居住する部分の延べ面積が確認できる書類（世帯主等以外が居住する部分や事業部分がある場合のみ）を提出すること。
- （8）上記交付決定額は申請段階における見込み金額であり、交付する補助金額については交付決定額の範囲内において、実績報告を受けて確定するものとする。
- （9）補助事業を変更しようとするときは、市長に補助事業変更申請書を提出すること。
- （10）補助事業を廃止しようとするときは、市長に廃止承認申請書を提出すること。
- （11）上記のほか、要綱及び要領の規定に反しないこと。

申請日 年 月 日

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
補助事業変更申請書

新潟市長 中原 八一 様

(申請者)

現住所（建物名, 号室）	〒
ふりがな	
氏名	
電話番号 ※日中連絡のつく番号	

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金の交付決定の内容の変更について、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

交付決定番号	
交付決定日	
罹災番号	
変更前 交付決定額	

変更補助事業計画（予定を記入）※変更箇所のみ記載

補助事業の種別	☐ 現地建替え（沈下防止工事 ☐ 有 ☐ 無） ☐ 移転建替え ☐ 購入		
住宅の所在地（予定）	☐ 現地 ☐ 移転 ➡ 新潟市 区		
補助金限度額	A： ☐ 150 万円 ☐ 100 万円 ☐ 50 万円 （沈下防止工事加算を含む額）		
建替・購入費（予定）	B： 万円（税抜）※住宅のみ（土地、事業部分を除く）		
補助金の算定額（申請額）	C： 万円 ※AとBのうち小さい額		
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
補助対象要件に関する申告	☐ 本変更補助事業計画は、補助金交付申請時に申告した補助対象要件に関する申告事項についても相違ありません。		

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
変更承認・交付（不交付）決定変更通知書

1. 交付決定の内容（不交付決定の場合はその理由）

交付決定番号	
補助事業の種別	
変更交付申請日	
罹災番号	
変更交付決定額	円

2. 交付条件

- （1）事業が完了した後速やかに実績報告書を提出すること。
- （2）実績報告書には要領別表2に規定する書類を添付すること。
- （3）事業により建替え（購入）した住宅に罹災証明書に記載の世帯主又はその世帯を構成する者が居住すること。
- （4）罹災証明書に記載の世帯主が被災住宅を所有する場合、実績報告の前にその住宅を除却すること。やむを得ない理由で、実績報告の前に除却できない場合は確約書を提出すること。
- （5）現地建替えて沈下防止工事加算がある場合は、沈下対策工事の施工写真とその費用が確認できる書類を実績報告書に添付すること。
- （6）住宅購入（昭和56年以前）の場合、耐震性を証明する書類を提出すること。
- （7）世帯主又はその世帯構成員（世帯主等）が居住する部分の延べ面積が確認できる書類（世帯主等以外が居住する部分や事業部分がある場合のみ）を提出すること。
- （8）上記交付決定額は申請段階における見込み金額であり、交付する補助金額については交付決定額の範囲内において、実績報告を受けて確定するものとする。
- （9）補助事業を変更しようとするときは、市長に補助事業変更申請書を提出すること。
- （10）補助事業を廃止しようとするときは、市長に廃止承認申請書を提出すること。
- （11）上記のほか、要綱及び要領の規定に反しないこと。

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 千
住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
廃止承認申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業について、次のとおり補助事業を廃止したいので申請します。なお、本申請書に記載の事項は事実と相違ありません。

1. 罹災番号

2. 補助事業の予定地（建替・購入の予定地）

新潟市 区

3. 廃止の理由

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
廃止承認・交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業の廃止の承認について、その廃止を承認し、次のとおり補助金の交付の決定を取り消したので通知します。

記

1. 補助金の交付決定の取り消し

交付決定日及び番号	年 月 日付け 第 号
補助事業の予定地	
交 付 決 定 額	円
交付決定取消額	円

新潟市長 中原 八一 様

(申請者)

現住所（建物名、号室）	〒
ふりがな	
氏名	
電話番号 ※日中連絡のつく番号	

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

罹災番号	
交付決定番号	第 号
交付決定額	円
補助金の算定額	円

補助事業報告書

補助事業の種別		☐ 現地建替え（沈下防止工事 ☐ 有 ☐ 無） ☐ 移転建替え ☐ 購入	
被災住宅の除却要件		☐ 有（１年以内に除却見込みの場合も含む） ☐ 無（被災住宅が賃貸住宅の場合）	
住宅の所在地		新潟市 区	※登記事項証明書より
住宅の面積		登記事項証明書に記載の床面積（ m ² ）	うち世帯主等の居住部分（ m ² ）
補助対象経費	建替費 購入費	円（税抜）	対象外経費（土地代、事業部分、住宅以外部分、解体費）を除く
	うち 沈下防止	円（税抜）	現地建替で加算がある場合のみ
建替・購入に係る契約日			※契約書より
建替費又は購入費 の支払い完了日			※領収書より
住宅の建築年月日			※登記事項証明書より
世帯主の住定日			※住民票より

補助金振込先情報

金融機関名	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ （ ）								
預金種別・口座番号	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号							
口座名義（カナ）									

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
補助金確定通知書

1. 補助金確定の内容

交付決定番号	
実績報告日	
罹災番号	
交付決定額	円
確定額	円

2. 注意事項

- （1）補助金に税額（消費税及び地方消費税）は含みません。
- （2）振込事務に最大で60日程度かかります。電話等でお問い合わせいただいても、支払日はご回答できません。

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業について、次のとおり補助金の交付の決定（及び確定）を取り消したので通知します。

記

1. 補助金の交付決定の取り消し

交付決定日及び番号	年 月 日付け 第 号
被災住宅の所在地	
交付決定額	円
交付決定取消額	円

2. 取り消しの理由

年 月 日

様

新潟市長

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業
補助金返還命令書

年 月 日付 第 号の で交付決定（及び確定）を取り消した新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業について、次のとおり返還を命じる。

記

1. 返還額

2. 返還期限